

ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の
輸入停止措置の解除について

平成 30 年 4 月 17 日

ドイツからの生きた家きん、家きん肉等については、鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 28 年 11 月 14 日及び平成 30 年 3 月 22 日付けで輸入が停止されていました。

今般、ドイツ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国から輸入される生きた家きん、家きん肉等について下記のように輸入停止措置を解除しました。

記

- 1 輸入停止措置を解除する対象地域
ドイツ全土
- 2 輸入停止措置を解除する対象品目
 - (1) 本日以降に輸入停止措置を解除する対象地域で検疫を開始する生きた家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。）
 - (2) ニーダーザクセン州以外の州に由来する家きんの肉、臓器等及び卵並びにこれらの加工品
 - (3) 本日以降にと殺されたニーダーザクセン州由来の家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
 - (4) 本日以降に採卵されたニーダーザクセン州由来の家きんの卵及びその加工品